

高齢者施設施設長  
介護保険サービス事業所管理者 殿

沖縄県子ども生活福祉部  
高齢者福祉介護課長  
(公印省略)

### 沖縄県緊急事態宣言の延長について

沖縄県内における新型コロナウイルスの感染拡大は、引き続き大変厳しい状況となっているため、8月13日に沖縄県緊急事態宣言の延長が決定されました。(宣言期間：8月1日～8月29日)

貴施設におかれましては、「沖縄県緊急事態宣言」(別添1)、沖縄県高齢者福祉介護課発出の「沖縄緊急事態宣言の発出に伴う対応について」(令和2年7月31日子高第560号)、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う高齢者施設等の徹底した対応について」(令和2年8月13日子高第608号)及び厚生労働省の通知等を基に、感染拡大防止対策の徹底等に引き続き取り組むとともに、下記のとおり対応頂きますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 感染者等の発生に備えた対応について

施設等において、必要なマスク等の防護具や手指消毒用エタノール等状況を把握するとともに、必要に応じて確保すること。

職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等で検討すること。

高齢者施設にあっては、感染者等が発生した場合に備え個室管理や生活空間等の分けに係るシミュレーションを行うとともに、感染者等が発生した場合の対応方針について、入所者や家族と共有しておくこと。

#### 2 居宅系サービスの利用について

クラスター発生による感染リスク軽減の観点から、居宅系サービスの利用者について、利用者やその同居家族等に感染者等が発生した場合は、利用事業所及び居宅介護支援事業所等へ速やかに情報を提供するよう協力を求めています。

#### 3 感染拡大防止策の徹底について

8月13日の沖縄県子ども福祉部長及び沖縄県中部病院感染症内科高山医師による記者会見(録画)を公開しています、職員間で広く周知・視聴し、感染拡大防止へのご協力をお願いいたします。

動画掲載場所 「沖縄県公式チャンネル- YouTube」に掲載

○高齢者施設等における感染拡大防止について

<https://www.youtube.com/watch?v=EIMSU1lyGIY>



○高山医師による「8つのポイント」(別添2)

#### **4 事業所等への支援等について**

①新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)

- ・感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

感染症対策に要する衛生用品等の購入等(令和2年4月1日購入分から対象)

※国が示している上限額の範囲内で支給が可能となっております。

※領収書等の保管をお願いいたします。

- ・介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

利用者と接する職員に慰労金の支給

など

8月17日中に沖縄県HPに掲載いたします。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/shido/shingatakorona-virushoukatstushien.html>

※事業の概要は、県HPにリンクされている厚生労働省HPで確認できます。

②介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

利用者や職員に感染者が発生した又は休業要請を受けた介護サービス事業所等が、感染機会を減らしつつ必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費に対しての支援

※準備が整い次第、別途ご案内いたします。

担当：高齢者福祉介護課 電話：098-866-2214
--------------------------------

令和2年7月31日(令和2年8月13日変更)

## 沖 縄 県 緊 急 事 態 宣 言

(期間:令和2年8月1日~29日)

- 7月以降、中南部を中心に感染拡大がはじまり、その後に宮古や八重山、北部にも拡大しており、県内全域が感染蔓延期(警戒レベル第4段階)に達している。
- 若者中心の感染拡大から高齢者にも移行し、集団感染は夜の繁華街のみならず、社会福祉施設、病院、学校等でも発生するなど、全世代や様々な社会分野に感染が拡大している。
- 多方面に感染が拡大している現段階において、感染拡大を封じ込めるためには県民一人一人の行動が最も重要であり、特に今後2週間は「新しい生活様式」に基づく徹底した行動変容が求められる。

- 1 沖縄県全域において、不要不急の外出自粛を徹底してください。
  - ・買い物は原則一人で行くようにしてください。
  - ・特に会食や会合など人が集まる場所への外出は控え、やむをえず実施する場合には少人数で行い、対面では座らない等の感染予防対策を行ってください。
  - ・夜10時以降の外出を控え、特に繁華街への外出は厳に自粛をお願いします。
  - ・濃厚接触者となった方については、PCR検査等で陰性となった場合でも2週間は自宅待機を含めたしっかりとした健康観察をお願いします。
- 2 家庭内感染が増えています。家族であっても、高齢者や体調を崩している方との接触には注意してください。
- 3 事業者においては、テレワークの積極的な導入及び職場内の三密対策を徹底するとともに、会議や会合は必要最小限とするか、またはリモート会議を取り入れてください。
- 4 集団感染が発生した場合には直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に休業または時短要請を行います。

(現在の休業要請等実施状況)

- (1) 那覇市内の飲食店の営業時間を朝5時～夜 10 時まで短縮(令和2年8月1日から 15 日まで)
- (2) 那覇市松山地域の接待・接触を伴う遊興施設等の休業(令和2年8月1日から 15 日)
- (3) 宮古島市平良西里・下里地域、石垣市美崎町の接待・接触を伴う遊興施設等の休業(令和2年8月7日から 20 日)

※遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等をいう。

- 5 感染防止対策を強化しつつ、経済活動への影響を最小限にとどめるため、事業者においては、「感染拡大予防ガイドライン」を遵守してください。県が実施している感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」を是非活用してください。
- 6 社会福祉施設、病院など、重症者リスクの高い方が入居している施設等においては、管理者、職員、来場者等、全ての関係者において、特に感染防止対策の徹底をお願いします。
- 7 各学校においては、引き続き感染防止対策の徹底に努めてまいりますので、ご家庭におかれましてはお子様の健康観察にご協力いただきますようお願いいたします。
- 8 県民の皆様には、県をまたぐ不要不急の往来は自粛をお願いします。県外からの渡航については、慎重に判断していただきますようお願いいたします。
- 9 来島自粛を求めている離島への渡航は自粛をお願いします。また、その他の離島についても、離島の医療体制は脆弱であることから、本島と離島間、離島と離島間の移動については、必要最小限とするようお願いいたします。
- 10 県内イベントの開催については、オンライン開催や、感染防止対策を講じたうえでの分散開催または規模縮小をお願いします。感染防止対策を講じることができない場合、中止とするようお願いいたします。

※上記は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第9項に基づく協力依頼です。

## 医療提供体制の拡充と感染拡大防止対策の強化

### 1. 受入体制強化

- ① 医療機関における病床確保数について、200床を425床に引き上げます。
- ② 宿泊療養施設について、現在の210室を340室まで増室し、状況に応じて、さらに拡大します。
- ③ 自宅療養者に対し、コールセンターによる健康観察に加え、食事・食材の配達等も実施し、安心して自宅にて療養できる体制を整備します。

### 2. 検査体制拡充

PCR 検査等を受けることができる、かかりつけ医ともなりうる107件のクリニック等と契約し、県医師会の協力を得て、県民に対する検査体制を拡充します。

### 3. クラスタ対策強化

庁内にクラスタ対策チームを設置し、病院や社会福祉施設等におけるクラスタの未然防止、拡大防止に向けた取組を強化します。厚生労働省からの応援職員とも連携し、DMAT 等の派遣も含めて対応していきます。

### 4. 水際対策強化

那覇空港における TACO の体制増強により、那覇空港内における抗原検査を実施し、迅速な対策を行ってまいります。

### 5. 感染予防対策

感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」の実効性を高めるため、PRの更なる強化と各種業界団体等と連携した取組みを進めます。

## 警戒レベル：第4段階における実施内容について(令和2年8月13日決定)

## I 県民・事業者への対応事項

項目	実施内容
緊急事態宣言	<p>【7月31日発出(8月13日変更)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 7月以降、中南部を中心に感染拡大が始まり、その後に宮古や八重山、北部地域にも拡大しており、県内全域が感染蔓延期(警戒レベル第4段階)に達している。</li> <li>○ 若者中心の感染拡大から高齢者にも移行し、集団感染は夜の繁華街のみならず、社会福祉施設、病院、学校等でも発生するなど、全世代や様々な社会分野に拡大している。</li> <li>○ 多方面に感染が拡大している現段階において、感染拡大を封じ込めるためには県民一人一人の行動が最も重要であり、特に今後2週間は「新しい生活様式」に基づく徹底した行動変容が求められる。</li> </ul> <p>【期間】 8月1日(土)～8月29日(土)</p>
1. 県民への依頼	
(1)新しい生活様式の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民・来訪者に皆様は、「新しい生活様式」(密閉・密接・密集を避けた行動、感染予防策の徹底、うがい・手洗い・ソーシャルディスタンス、接触確認アプリの活用等)の徹底をお願いします。</li> <li>○ 県民の皆様には、「新しい生活様式」の実践例(厚生労働省)に沿った行動がとれているか県民ひとりひとりが自己点検を行い、更なる取り組みの徹底をお願いします。</li> </ul>
(2)外出関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 沖縄県全域において、不要不急の外出自粛を徹底してください。買い物は原則一人で行くようにしてください。</li> <li>○ 特に会食や会合など人が集まる場所への外出は控え、やむをえず実施する場合には少人数で行い、対面では座らない等の感染予防対策を行ってください。</li> <li>○ 夜10時以降の外出を控え、特に繁華街への外出は厳に自粛をお願いします。</li> <li>○ 濃厚接触者となった方については、PCR検査等で陰性となった場合でも2週間は自宅待機を含めたしっかりとした健康観察をお願いします。体調を崩している方も同様の対応をお願いします。</li> <li>○ 家庭内感染が増えており、家族であっても、高齢者や体調を崩している方との接触到に注意してください。症状のある方は、外出を控えて自宅療養や健康観察を行い、コールセンタへの相談を行ってください。</li> <li>○ 県民・来訪者の皆様には、各事業所を利用する際、その事業所や店舗が、感染予防ガイドラインに沿った対応をしているかを確認した上で利用してください。</li> <li>○ 若年層への感染が増えてきており、そこから高齢者等へ感染する恐れがあることから、若年層や家庭内感染の予防策の徹底をしてください。</li> </ul>
2. 事業者への依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者においては、テレワークの積極的な導入及び職場内の三密対策を徹底するとともに、会議や会合は必要最小限とするか、又はリモート会議を取り入れてください。</li> <li>○ 感染防止対策を強化しつつ、経済活動への影響を最小限にとどめるため、事業者において、「感染拡大予防ガイドライン」を遵守してください。</li> <li>○ 感染防止対策に自ら取り組む事業者に対して感染防止徹底宣言「シーサーステッカー」を発行し、店舗等で掲示することで、県民や来訪者が安心して利用できる施設であることを周知してください。</li> </ul>

	<p>○ 県は、感染防止対策徹底宣言「シーサーステッカー」の実効性を高めるため、PRの更なる強化と各種業界団体と連携した取り組みを実施します。</p> <p>○ 社会福祉施設、病院など、重症者リスクの高い方が入居している施設等においては、管理者、職員、来場者等、全ての関係者において、特に感染防止対策の徹底をお願いします。</p>
<b>3. 休業要請</b>	<p>○ 集団感染が発生した場合には、直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に休業要請を行います。</p> <p>【現在の休業要請実施状況】</p> <p>○那覇市 那覇市松山地域の接待・接触を伴うスナック・キャバレー・ナイトクラブ等の事業者に対し、8月1日(土)～8月15日(土)の間、休業を要請します。また、8月2日(日)～8月15日(土)の全期間休業し、感染防止に協力した事業者に対しては協力金20万円を支給します。</p> <p>○宮古島市・石垣市 宮古島市平良西里・下里地域、石垣市美崎町の接待・接触を伴うスナック・キャバレー・ナイトクラブ等の事業者に対し、8月7日(金)～8月20日(木)の間、休業を要請します。また、8月7日(金)～8月20日(木)の全期間休業し、感染防止に協力した事業者に対しては協力金20万円を支給します。</p>
<b>4. 時短営業要請</b>	<p>○ 集団感染が発生した場合には、直ちに発生源となる地域と業種を特定し、局所的に時短要請を行います。</p> <p>【現在の時短要請実施状況】</p> <p>○那覇市 那覇市内の飲食店に対し、8月1日(土)～8月15日(土)の間、朝5時～夜10時までの時短営業を要請します。また、8月2日(日)～8月15日(土)の全期間休業し、感染防止に協力した事業者に対しては協力金10万円を支給します。</p>
<b>5. イベントの開催関連</b>	<p>○ 県主催イベントを実施する際には、オンライン開催や、感染予防対策を講じた上での分散開催、又は規模を縮小します。</p> <p>○ 実施する場合にはガイドラインに沿って十分な感染対策を行う。感染防止対策を講じることができない場合、開催中止または延期とします。</p> <p>○ 民間の事業者の皆様にも県内イベントの開催については、オンライン開催や、感染防止対策を講じたうえでの分散開催または規模縮小をお願いします。感染防止対策を講じることができない場合、中止とするようお願いします。</p>
<b>6. 県外との渡航関連</b>	<p>○ 県民の皆様には、県をまたぐ不要不急の往来の自粛を要請します。</p> <p>○ 県外からの渡航については、慎重に判断するよう要請します。</p>
<b>7. 離島との渡航関連</b>	<p>○ 来島自粛を求めている離島への渡航は自粛をお願いします。</p> <p>○ その他の離島についても、離島の医療体制は脆弱であることから、本島と離島間、離島と離島間の移動については、必要最小限とするようお願いします。</p>
<b>8. 離島空港・離島港湾</b>	<p>○ 渡航自粛等の状況に応じ、関係団体等と調整の上、施設の運営について検討する。</p>

## 警戒レベル：第4段階における実施内容について(令和2年8月13日決定)

## II 医療体制

項目	実施内容
1. 病床数等の確保状況	
(1)病床数	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 病床数については、7月末からの感染拡大に伴い、再度、患者推計をし直した入院患者数360床(8月中旬をピークと想定)の病床数確保を医療機関に要請するとともに、今後の拡大も見据えて最大425床の確保を目標とする。</li> <li>○ 病棟や病室をコロナ患者のために確保した医療機関については、病床確保料の補助を行っている。</li> </ul>
(2)宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染者の急増に伴う病床のひっ迫による医療崩壊を防ぐため、7月30日より、那覇市内に宿泊療養施設(60床)の運用を開始し、8月4日から那覇市内で追加開設(100床→8月12日から200床)。</li> <li>○ 宮古地域は8月12日開設(30床)、八重山地域は8月4日開設(30床→8月7日から50床)。</li> </ul>
2. 入院体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 重点医療機関等新型コロナウイルス感染症を受け入れる医療機関を設定し、病床確保を含め、入院体制の拡充を要請する。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関への補償を行う。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症の受入医療機関に入院中の非コロナ患者をコロナ患者を受け入れない医療機関に転院することを促進し、受入医療機関におけるコロナ専用病床の確保を図る。</li> <li>○ 対策本部が状況に応じて集約する搬送先病院リストについて、県下消防本部へ周知し、疑い患者搬送時に消防機関から受入病院を照会する回数の低減を図る。</li> </ul>
3. 無症状者や軽症者への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本島、宮古及び八重山県域に宿泊療養施設を設置し、当該施設による療養が困難な患者については、自宅での療養が可能となるような体制の整備を進める。</li> <li>○ 総括情報部内に自宅待機者(入院調整中及び自宅療養中)対応のコールセンターを設置し、療養環境を判断するために必要な基礎情報を収集するとともに、自宅療養者と判断された感染者については、健康状態の把握する。</li> <li>○ 新型コロナウイルス感染症に罹患し、自宅での療養を行う患者に対して、食材等の支援を行い、日常生活をしながら療養することに対する不安や負担を軽減するとともに、買い物のための外出による感染拡大を防止する。</li> </ul>
4. 外来医療体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入院治療を行う感染症指定医療機関及び協力医療機関の機能を維持するため、一般の病院・診療所に協力を依頼し、外来診療体制を整備。</li> </ul>
5. 検査体制の強化	
(1)PCR検査件数/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行政検査の1日の最大処理件数が480名から680名へ増強。</li> </ul>
(2)PCR検体採取施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 北部地区、浦添市、那覇・南部及び八重山地区で検体採取センターを運営している。</li> </ul>
(3)保険診療による行政検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 107ヶ所の医師会所属クリニック及び離島診療所に検査協力医療機関を設置し、県民に対する抗原検査による迅速検査及び唾液検体を採取して外部検査機関においてPCR検査を行える体制を整備。</li> </ul>
6. 離島対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 離島における発生状況により、円滑な患者搬送のため、自衛隊・海上保安庁のリエゾン(連絡調整員)の派遣等調整を行う。</li> <li>○ 離島地域からの搬送体制を整理し、宿泊療養施設や検体採取センターの立ち上げを支援し、宮古・八重山地域において宿泊療養施設を設置。</li> </ul>



7. 衛生資機材(医療用マスク・防護服等)の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)を活用し、各医療機関の在庫状況を把握し、不足の恐れのある医療機関等へ速やかに配布する。</li> <li>○ 県備蓄分について確保を進める。</li> </ul>
8. 情報収集・分析・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ KDDI Location Analyzar(位置情報サービス)を活用し、空港や商業施設などのエリアを指定し、緊急事態宣言前後の人流を比較分析し、外出自粛・休業要請等の効果の可視化を行う。</li> <li>○ 陽性者発生状況、警戒レベル判断指標の状況等をホームページに公表。</li> <li>○ SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県のLINE公式アカウントの利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。</li> <li>○ 感染状況の分析については、県外の感染症疫学の複数の専門家を対策本部の疫学チームに招き、専門的な解析を行うことにより、総括情報部において県内の新規患者発生数や療養者数等について分析を行っている。</li> </ul>
9. 渡航者への対応(水際対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 那覇空港内におけるTACOの体制増強により、那覇空港内における抗原検査を実施し、迅速な対策を行う。</li> </ul>
10. クラスター対策(病院、社会福祉施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 庁内に「クラスター対策チーム」を設置し、病院及び社会福祉施設等におけるクラスターの未然防止、拡大防止に向けた取組を強化。</li> <li>○ 病院及び社会福祉施設に対するDMAT等の派遣を行う。</li> <li>○ 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請。</li> <li>○ 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請。</li> <li>○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連携して対応。</li> </ul>
11. 医療コーディネータチーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所及び医療機関からの調整依頼の増加に対応するため、医療コーディネータチームの体制を拡充する。</li> <li>○ 医師及び県職員の夜間オンコール体制を引き続き維持し、24時間体制で調整を行う。</li> </ul>
12. コールセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県民からの全般的な相談や質問に答えるためのコールセンタを設置しているが、保健所における帰国者接触者相談センター業務を縮小し負担軽減を図るため、相談業務をコールセンターへ一本化した。それに伴い、これまでの4回線を10回線に増設している。</li> </ul>
13. 接触経路の追跡	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ お互いのプライバシーを確保しつつ、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が通知され、帰国者・接触者外来等受診案内が行われる接触確認アプリ「COCOA」や、SNSで最もユーザーの多いLINEを活用し、多くの方々に県の施策を発信が可能となる沖縄県のLINE公式アカウントの利用を促進し、コロナに関する情報提供等を行う。</li> </ul>

## 警戒レベル：第4段階における実施内容について(令和2年8月13日決定)

## Ⅲ 学校・社会福祉施設・各関係施設等

項目	実施内容
1. 公立学校	
(1) 県立学校	<p>○ 学校においては、引き続き感染防止対策の徹底に努めてまいりますので、ご家庭におかれましてはお子様の健康観察にご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>○ 緊急事態宣言期間中(第4段階)、一部の県立学校を除き、8月12日から臨時休業とする。ただし、高等学校の3年生は感染防止対策を徹底したうえで、原則、時差登校並びに短縮授業とする。</p> <p>○ 地域の感染状況を踏まえ、通常授業に戻す場合にあっては、原則、段階的に時差登校や分散登校を組み合わせる。</p>
(2) 市町村立学校	<p>○ 市町村においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</p> <p>○ 小中学校における「学びの保障」については、文部科学省通知を各学校に周知し、学び残しが生じないように、教育課程の再編成や指導の重点化等を促すとともに、引き続き遠隔授業を含む学習支援の環境整備を促進する。</p>
2. 県内大学	
(1) 県内大学	○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(2) 県立看護大学	<p>○ 8月3日(月)から全ての前学期開講の全科目について、遠隔授業へ移行する。</p> <p>○ 8月15日以降の助産実習については、感染拡大の状況等を踏まえて、再開の可否を判断する。</p> <p>○ 8月3日(月)から学生の校内立ち入りは禁止する。立ち入る必要がある場合は、事前に担当教員に連絡し許可を得ること。</p> <p>○ 自宅等で遠隔授業の受講が難しい学生については、届出の上で学内での受講を認める。</p> <p>○ 学生の健康状態のオンライン申告は、今後登校する学生のみ行う。</p> <p>○ 学生の課外活動(サークル活動)については禁止する。</p> <p>○ 図書館については、8月3日(月)から学外利用者は禁止する。学生は事前に貸出予約をして非接触で受け取る。</p>
(3) 県立芸術大学	<p>○ 当面の間、オンライン授業を基本とする。</p> <p>○ 学生に対し構内への不要な立ち入りを控えるよう要請する。</p>
(4) 県立農業大学校	<p>○ 現在、夏期休暇により休校中(令和2年9月3日まで)。</p> <p>○ 夏期休暇明けについては、地域(学校所在地)の感染状況等を見ながら、臨時休校・開校を判断しつつ、原則として以下の対応を予定。</p> <p>a講義についてはレポート形式またはオンライン形式で実施。</p> <p>b実習については、分散形式またはオンライン形式による座学で実施。</p> <p>c派遣実習については、当面の間、延期。</p>

<b>3. 高専、私立学校等</b>	
(1)私立幼稚園等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 私立幼稚園においては、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。</li> <li>○ 感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者への預かり保育を除き、臨時休園の検討を要請。</li> <li>○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底を要請。</li> <li>○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛を要請。</li> </ul>
(2)私立小中高	○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(3)専修学校・各種学校	○ 各学校において、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、県立学校の対応を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断いただく。
(4)職業能力開発校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職業能力開発校においては、感染防止対策を徹底した上で、時差登校や訓練時間の短縮等を行い、職業訓練を引き続き実施する。</li> <li>○ 民間教育訓練施設等への委託訓練においても同様とする。</li> </ul>
(5)消防学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教室内は、2メートル離して配席し、全員マスク着用で講義を行い、冷房使用時も一部開放して密閉を防ぎ、定期的に換気を行う。</li> <li>○ 寮室は、マスク着用して不要な接触を避け、各自2メートルの距離をとり、開口部を設定し換気を行う。</li> <li>○ 寮室内、各教室等に消毒液を設置し、使用した設備・備品等は消毒を行う。</li> <li>○ 入校生は、手洗い、手指消毒を励行し、毎朝晩の検温、健康チェックを行う。</li> <li>○ 食堂及び入浴は、小隊ごとの交替で利用し、食事は横並びに着席とする。</li> </ul>
<b>4. 社会福祉施設</b>	
(1)高齢者・障害者施設等	
①高齢者・障害者施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染防止対策を徹底した上で、事業の継続を要請。</li> <li>○ 入所者に感染者等が発生した場合の施設内の消毒、個室管理等の迅速な対応を要請。</li> <li>○ 職員に感染者等が発生した場合の人員体制の確保に関する施設内・法人内等での検討・実施を要請。</li> <li>○ 発生施設へ不足する衛生資材の提供及び職員応援依頼に対し関係機関と連携して対応。</li> </ul>
②通所・短期入所サービス利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭対応可能な場合などは可能な限り利用の自粛を要請。</li> <li>○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請。</li> </ul>
③通所・短期入所事業所	○ 休業する場合等は利用者に必要なサービスが提供されるよう居宅介護支援事業所等と連携した適切なサービスの提供確保を要請。
④訪問サービス利用者	○ 利用者や家族に感染者等が発生した場合は利用事業所及び居宅介護支援事業所へ速やかに情報を提供することを要請。
⑤訪問系事業所・居宅介護支援事業所	○ 通所・短期入所事業所からの代替サービス提供依頼に対し利用者への必要なサービス提供確保の協力を要請。
⑥面会	○ 原則、中止を要請。

<b>(2)保育所・放課後児童クラブ</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭における保育が可能な保護者への協力依頼及び保育等の提供縮小など、地域の実情に応じた感染防止対策を講じるよう市町村に通知している(7月31日(金)～)。</li> <li>○ 感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事する等、仕事を休むことが困難な保護者を除き、児童の登園自粛又は臨時休園の検討を要請。</li> <li>○ 子育て支援センター等を活用した代替保育等の積極的検討を要請。</li> <li>○ 発熱や呼吸器症状など風邪症状がある児童や職員の厳格かつ迅速な登園・出勤自粛の徹底を要請。</li> <li>○ 濃厚接触の疑いのある職員の迅速な出勤自粛を要請。</li> </ul>
<b>5. その他の公共施設</b>	
<b>(1)社会教育施設</b>	
<b>①県立図書館</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8月1日(土)～8月29日(土)までの間、臨時休館とする。</li> <li>○ 来館を伴わない書籍の照会、複写サービス、障がい者等への資料郵送サービス等は継続する。</li> <li>○ 休館期間中は、利用カードの登録者に対し、図書資料宅配サービス(利用者費用負担)を実施する。</li> </ul>
<b>②青少年の家</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の期間において、事業の中止または延期、利用者の受け入れを停止する。</li> <li>○ 本島4施設(名護、石川、糸満、玉城)は、8月1日(土)～8月29日(土)</li> <li>○ 離島2施設(宮古、石垣)は、8月6日(木)～8月29日(土)</li> </ul>
<b>③埋蔵文化財センター</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8月1日(土)～8月29日(土)までの間、臨時休所とする。</li> </ul>
<b>④地域環境センター</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入館停止、窓口は電話対応のみ(資料の貸し出しは郵送のみ対応)。</li> <li>○ 出前講座を停止。</li> <li>○ HPでその旨を周知。</li> </ul>
<b>⑤博物館・美術館</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8月2日(日)～8月29日(土)までの間、臨時休館とする。</li> </ul>
<b>⑥沖縄空手会館</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8月1日(土)～8月29日(土)までの間、臨時休館とする。</li> </ul>
<b>⑦沖縄県平和祈念資料館</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8月1日(土)～8月29日(土)までの間、臨時休館とする。</li> </ul>
<b>⑧公文書館</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8月1日(土)～8月29日(土)までの間、臨時休館とする。</li> </ul>
<b>(2)国営・県営公園</b>	
<b>①県立県民の森</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 8月1日(土)～8月29日(土)までの間、休園としゲートを閉鎖する。</li> </ul>
<b>②奥武山総合運動場</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 奥武山総合運動場(奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場、ライフル射撃場)について個人利用の制限を行う。</li> <li>○ 大会やイベント等の専用利用については、中止又は延期を依頼する。</li> </ul>
<b>③美ら海水族館</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 美ら海水族館及び周辺施設を含む県管理区域の閉園する(8月2日(日)～8月29日(土)(予定))。</li> </ul>

④首里城公園	○ 首里城有料区域並びに県営首里城公園首里杜館及び地下駐車場の閉鎖する(8月2日(日)～8月29日(土)(予定))。
⑤県営8公園施設	○ 屋内、屋外施設、遊具等及び駐車場の一律の閉鎖を行う a名護中央公園:8月1日(土)～8月29日(土)までの間、閉鎖する。 軽飲食店「スバコ」の利用者のみ駐車場利用可(テイクアウトのみ)。 b浦添大公園:8月1日(土)～8月29日(土)までの間、閉鎖する。 そば屋「いしぐふー」の利用者のみ駐車場利用可。  c海軍壕公園:8月2日(日)～8月29日(土)までの間、閉鎖する。 d平和祈念公園:7月31日(金)夜～8月29日(土)までの間、閉鎖する。 e奥武山公園:屋内、屋外施設及び遊具は8月1日(土)～8月29日(土)までの間、閉鎖する。駐車場は8月3日(月)～8月29日(土)までの間、閉鎖する。 ただし、以前から予定されていた大会、イベント参加者については、該当者に限定して駐車場を利用させる場合がある。  f中城公園:7月27日(月)～8月29日(土)までの間、閉鎖する。 駐車場は8月1日(土)～8月29日(土)までの間、閉鎖する。 gバナナ公園:8月5日(水)～8月29日(土)までの間、閉鎖する。 h県総合運動公園:7月27日(月)～8月29日(土)までの間、閉鎖する。 駐車場については、8月5日(水)～8月29日(土)までの間、閉鎖する。 閉鎖。予約済みのFC琉球ゲーム・練習、沖縄SVの練習会場としての利用は例外的に許可する。駐車場はその都度実施主体に管理させる。
⑥市町村営公園	○ 県と同様の対応を要請済み(7月31日(金)付け)。
⑦平和創造の森公園	○ 公園全面閉鎖(散歩、ジョギング等も不可とする)。
(3)その他	
①沖縄コンベンションセンター	○ 予約されている催事のうち、不特定多数の参加者が集うようなイベントについては、催事主催者へ延期等の調整をする。 ○ 試験や小規模会議等の催事については、各種ガイドラインに沿って新型コロナウイルス感染症拡大防止対策が確実に講じられるよう要請する。 ○ また、警戒レベル4の期間中(8月13日(木)～8月29日(土))の新規予約は、受け付けないこととし、必要に応じて施設の休館について指定管理者と慎重に協議する。
②万国津梁館	○ 警戒レベル4の期間中(8月13日(木)～8月29日(土))は、予約については受け付けないこととする。
③沖縄県総合福祉センター	○ 8月1日(土)～8月29日(土)までの間、一部業務(貸館業務、社会福祉ライブラリー業務)を停止する。
④沖縄県男女共同参画センター	○ 8月3日(月)～8月29日(土)までの間、一部業務(貸館業務、図書情報室業務)を停止する。
⑤運転免許センター関連	○ 運転免許センター、中部分校、北部分校、宮古分校、八重山分校においては講習室の分散、定期的な換気、必要な場合は入場制限を行うなどの感染防止対策を徹底するとともに、免許有効期限延長特例措置の周知に努め、体調不良や風邪症状のある方の来庁自粛を広く呼びかけながら業務を継続する。

※ 在沖米軍における新型コロナウイルス感染症防止策の徹底及び積極的な情報開示について、引き続き要請を行う

◆自らが感染しない、感染させない

- 1) すべての職員は、処置ごとの手洗いを徹底するとともに、常にサージカルマスクを着用して業務にあたってください。定期的に換気することも大切です。施設内の高頻度接触表面については、アルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤含有のクロスを用いて、定期的に清掃してください。
- 2) 自らの健康チェックを確実にやっていきましょう。毎朝の体温測定と症状確認は必須です。いまの状況では、風邪をひいたらコロナだと思ってください。速やかに仕事を休むようにし、早めに医師に相談して検査を受けてください。

◆発症した利用者を見逃さない

- 3) 利用者さんの発熱と（いつもと違う）呼吸器症状を見逃さないでください。いまの状況では、発熱をみたらコロナだと思ってください。そして、症状のある方は個室管理として、かかりつけ医に相談して早めの検査に繋げてください。
- 4) PCR検査の結果が陰性であっても、コロナかもしれないと考えてください。症状のある利用者のケアにあたる職員は、結果に惑わされず、マスクだけでなく、フェイスシールドを着用してください。症状のある利用者にはマスク着用いただくことも大切です。飛沫を浴びるリスクがあるときはガウンを着用しましょう。
- 5) デイサービスを利用する高齢者の同居家族に対して、本人はもちろん家族に症状を認める場合にも申告するよう伝えてください。そして、本人に症状を認める場合は必ず休ませ、受診させるように指導します。家族に症状を認める場合にも、できるだけ休んでいただくようにお願いします。受け入れざるを得ない場合は、本人にはマスクを着用させ、他の利用者との接触がないようにしましょう。

◆施設にウイルスを持ち込ませない

- 6) 原則として施設内での面会をすべて中止としてください。納入業者による物品の搬入なども玄関先で行います。どうしても立ち入る必要があるとき

## 高山医師による「8つのポイント」

は、玄関先でアルコールによる手指衛生を行ったうえで、トイレも含め共用の場所には立ち入らないように求めましょう。

- 7) 入所者の外出については、屋外の散歩程度であれば制限する必要はありません。ただし、外出先で人の集まる場所（スーパーなど）には立ち入らせず、できるだけ公共の物には触らせないなど注意しましょう。家族など親しい人と屋外で面会することも構いませんが、互いにマスクを着用するようにします。
- 8) 入所者が医療機関を受診する際には、とくに感染予防を本人と支援者ともに注意してください。サージカルマスクを着用して、受診前後および院内の公共物を触れたあとの手指衛生を心がけましょう。慢性疾患の状態によっては、電話による診療で処方箋発行が受けられることがあります。かかりつけ医に相談してください。